

ガス密レベルの検査事業所に関する事項

改正規則

事業所承認規則

改正事項

ガス密レベルの検査事業所に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) Z17 では、サービスの提供事業所の承認手順が規定されており、メンブレン方式の液化ガスばら積船における一次及び二次防壁のガス密レベルの検査事業所に対する要件のうち、サーモグラフィ試験については、比較的新しい試験であることから、作業者、監督者及び評価者に要求される資格の認定については当該サービスの提供事業所ではなく、独立した機関により行われなければならないことが規定されている。

しかしながら、当該資格の例として挙げられる SNT-TC-1A は、独立した機関の認定に依らず資格の認定ができる資格認定基準であることから、IACS は、SNT-TC-1A に従う資格を有する技術者にあつては、アメリカ非破壊検査協会（ASNT）に認定された独立した機関又は同等の国際的に認知された認証システムにより実施された訓練を受けていることを示す証明書が必要である旨明記するよう UR Z17 を改正し、2016 年 12 月に UR Z17(Rev.12)として採択した。

このため、UR Z17(Rev.12)に基づき、関連規定を改めた。

併せて、日本籍船舶用規則について、UR Z17 に整合するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) SNT-TC-1A の資格を有する技術者にあつては、ASNT に認定された独立した機関又は同等の国際的に認知された認証システムにより実施される、当該技術者が有する資格に対応する訓練を受けていることを示す証明書が必要である旨明記した。
- (2) 日本籍船舶用規則について、アコースティックエミッション試験の検査を実施する技術者として必要な知識に関する要件及びサーモグラフィ試験の監督者の資格に必要な経験に関する要件を UR Z17 に整合するとともに、関連規定を改めた。

改正条項

事業所承認規則 3 編 15.3.1, 15.5.1, 15.5.2